

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「日本実力株ファンド（DC年金）」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは2002年2月15日に設定し、主にリアルエコノミー マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して積極的に運用を行ってまいりました。しかしながら、マザーファンドの運用残高の減少により、信託約款の運用の基本方針に定める「リアルエコノミー企業」の株式への分散投資を行うことが困難となる可能性が高まっております。

このような状況に鑑み、信託約款上の運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることから、弊社といたしましては当ファンドにおいてやむを得ない事情が発生したと判断し、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 2021年9月22日
- ・ 異議申立期間 : 2021年9月22日～2021年11月24日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 2021年11月25日
- ・ 買取請求期間 : 2021年12月3日～2021年12月22日
- ・ 繰上償還日（予定） : 2022年1月13日

3. 異議申立て手続きについて

2021年9月22日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、2021年9月22日から2021年11月24日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2021年9月22日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2022年1月13日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受領した日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2021年9月22日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメントOne株式会社